

改正案	現行
<p>（航海情報記録装置） 第二十五条 規程第四百六十六条の三十の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる記録媒体を備えているものであること。</p> <p>イ 固定式記録媒体</p> <p>ロ 自動浮揚式記録媒体</p> <p>ハ 長時間記録媒体</p> <p>ニ 記録媒体は、次に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>イ 固定式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を二年以上保存することができるものであること。</p> <p>ロ 自動浮揚式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を六ヶ月間以上保存することができるものであること。</p> <p>ハ 長時間記録媒体 七百二十時間以上の情報を記録することができ、かつ、船内の容易に近づくことができる場所から記録された情報を取り出せるものであること。</p> <p>三 固定式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する固定式保護容器に搭載されること。</p> <p>イ 外部は非常に見やすい色であり、再帰反射材（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するもの。次号において同じ。）が取り付けられているものであること。</p> <p>ロ 水中での位置を特定するための装置を備えているものであること。</p>	<p>（航海情報記録装置） 第二十五条 規程第四百六十六条の三十の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ハ 船舶に事故が発生した後、記録された情報を取り出せるものであること。

四 自動浮揚式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する自動浮揚容器に搭載されること。

イ 船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けられていること。

ロ 回収を容易にするための手段を講じたものであること。

ハ 再帰反射材が取り付けられているものであること。

ニ 船舶救命設備規則第三十九条各号に掲げる要件に適合するものであること。

ホ 位置を特定するための信号を、百六十八時間以上の期間にわたって、四十八時間以上送信することができるものであること。

ヘ 前号ハに掲げる要件

五 次に掲げる事項に係る情報を記録できるものであること。

イ ト (略)

チ 船舶に設置される場合には、電子海図情報表示装置

リ 音響測深機

ヌ 船橋における警報

ル 命令伝達装置及び舵角指示器等

ヲ 船体開口部の状態

ワ 水密戸及び防火戸

カ 船舶に設置される場合には、船体応力監視装置及び加速度計

コ 船舶に設置される場合には、風速計及び風向計

ク 船舶自動識別装置

ケ 船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ツ 機器構成データ

チ 船舶に設置される場合には、電子航海日誌

六 記録された情報は、各事項につき日付及び時刻に係る情報で連動されたものであること。

七 記録された情報の修正を防止するための措置を講じたものである

(新設)

一 次に掲げる事項に係る情報を記録できるものであること。

イ ト (略)

チ (新設) 音響測深機

リ 船橋における警報

ヌ 命令伝達装置及び舵角指示器等

ル 船体開口部の状態

ヲ 水密戸及び防火戸

カ 船舶に設置される場合には、船体応力監視装置及び加速度計

コ 船舶に設置される場合には、風速計及び風向計

(新設)

ク (新設) 船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ツ (新設) 機器構成データ

チ 船舶に設置される場合には、電子航海日誌

二 記録された情報は、各事項につき日付及び時刻に係る情報で連動されたものであること。

三 修正を防止するための措置を講じたものであること。

こと。

八 故障した場合に警報を発するものであること。

九 専用の予備電源で二時間船橋音声を記録することができるものであること。

十 記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適当と認め
る措置を講じたものであること。

十一 性能試験を行う機能を有するものであること。

十二 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(遭難信号送信操作装置)

第三十条 (略)

一 (略)

イ ホ (略)

へ 船舶救命設備規則第二条第二号ヌの浮揚型極軌道衛星利用非常
用位置指示無線標識(船橋から遠隔操作することができるように
備える場合に限る。)

四 故障した場合に警報を発するものであること。

五 専用の予備電源で二時間船橋音声を記録することができるもので
あること。

(新設)

(新設)

六 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(遭難信号送信操作装置)

第三十条 (略)

一 (略)

イ ホ (略)

へ 船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第二条第
二号ヌの浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識(船橋か
ら遠隔操作することができるように備える場合に限る。)